

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助 及び交付金	私立幼稚園同時在園保育料軽減事業補助金	1,170
	私立幼稚園施設整備費補助金 (大規模修繕等)	630
	私立学校振興資金利子補助金	4,968
	私立認定こども園大規模修繕事業補助金	4,746
	私立幼稚園等運営費補助金 (一般分)	143,748
	私立幼稚園等運営費補助金 (人権教育推進事業)	100
	私立幼稚園等運営費補助金 (ティーム保育推進事業)	8,295
	私立幼稚園等運営費補助金 (私立幼稚園特別支援教育研究推進事業)	54,096
	私立幼稚園等運営費補助金 (処遇改善加算分)	5,178
	私立幼稚園等運営費補助金 (通常日預かり保育推進事業)	32,868
	私立幼稚園等運営費補助金 (長期休業日預かり保育推進事業)	8,404
	私立幼稚園等運営費補助金 (休業日預かり保育推進事業)	2,251
	私立幼稚園等運営費補助金 (子育て支援活動推進事業)	21,481
	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業補助金	29,656
	認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業補助金	156
園務改善のためのICT化支援事業補助金	3,780	
12 目 諸費		
償還金、利子 及び割引料	福祉保健部国庫返還金調整事業	133,000
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
報 酬	青少年問題協議会委員	13人
	青少年問題協議会部会委員	7人
	青少年問題協議会専門委員	5人
負担金、補助 及び交付金	青少年育成鳥取県民会議補助金	8,027
	少年補導センター補助金	1,029
	レクリエーション活動支援事業補助金	1,752

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報 酬	社会福祉審議会委員	35人
	社会福祉統計調査員	19人
	福祉のまちづくり推進協議会委員	25人
	地域生活定着支援センター委託事業者選定委員会委員	5人
	民生委員	1,043人
	就労支援専門員	1人
	非常勤職員	13人
	法人指導監査員	4人
	監査専門員	7人
	社会福祉・保健サービス評価推進委員会委員	7人
	介護人材確保対策協議会委員	7人
	警備員	2人
	給 料	一般職員
定数外職員		26人
負担金、補助 及び交付金	社会福祉統計調査費交付金	196
	鳥取県福祉研究学会支援事業補助金	300
	鳥取県民生児童委員協議会補助金	2,872
	鳥取県地区民生委員協議会活動推進費補助金	14,260
	鳥取県市町村民生委員推薦会開催事業負担金	180
	県民総合福祉大会開催費負担金	1,200
	鳥取県社会福祉協議会活動費交付金	93,137
	日常生活自立支援事業補助金	41,002
	支え愛ボランティア養成・福祉教育推進事業補助金	12,592
	生活福祉資金貸付事業補助金	22,937
	鳥取県中部地震に係る生活福祉資金貸付利子補助金	46
	行旅死亡人取扱経費市町村交付金	1,031
	地域未来塾応援事業補助金	285

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	生活困窮者等の世帯の子どもに対する学習支援充実事業補助金	846
	子どもの居場所づくり支援事業補助金	8,000
	とっとり子ども未来サポートネットワーク活動支援事業補助金	5,279
	社会福祉事業包括支援事業補助金	37,791
	成年後見支援センター運営支援事業補助金	13,500
	鳥取県民間社会福祉施設運営費補助金	28,700
	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	4,134
	福祉施設経営指導事業補助金	6,504
	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	194,687
	鳥取県福祉サービス利用者苦情解決事業補助金	9,915
	鳥取県厚生事業団社会福祉施設解体費補助金	136,874
	鳥取県民間社会福祉施設整備等補助金	10,359
	障がい者福祉施設放射線防護対策事業補助金	589
	介護福祉士等修学資金貸付事業補助金	4,325
	高齢者福祉施設放射線防護対策事業補助金	1,145
	外国人受入事業所学習強化事業補助金	1,575
	介護事業所で働く介護職員等の実態把握調査事業補助金	2,814
	介護事業者による参入促進取組支援事業補助金	1,125
安全運転運行管理者協議会費負担金	10	
2目 身体障がい者福祉費		
報 酬	嘱託医師	5人
	看護師	1人
負担金、補助 及び交付金	全国身体障害者更生相談所所長協議会負担金	21
3目 知的障がい者福祉費		
報 酬	嘱託医師	2人
負担金、補助 及び交付金	全国知的障害者更生相談所所長協議会負担金	24
4目 老人福祉費		
報 酬	介護保険審査会委員	9人
	介護保険審査会専門調査員	6人
	鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会委員	6人
	シニア作品展優秀作品選考委員	10人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
報 酬	鳥取県後期高齢者医療審査会委員	5人
	医療費適正化計画委員会委員	9人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県介護給付費負担金)	8,197,911
	鳥取県地域支援事業交付金	348,579
	鳥取県国民健康保険団体連合会補助金	3,165
	介護支援専門員によるケアプラン点検支援事業補助金	675
	鳥取県低所得者保険料軽減負担金	103,247
	鳥取県介護保険事業費補助金	13,039
	鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金	87,369
	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金	27,000
	介護支援専門員研修事業補助金	13,940
	初任段階介護支援専門員支援事業補助金	2,280
	鳥取県介護ロボット導入支援事業補助金	6,000
	介護サービスの質の向上支援事業補助金	2,000
	在宅医療介護連携推進補助金	633
	在宅介護地域連携モデル事業補助金	1,000
	鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金	721,283
	市町村老人クラブ連合会補助金	13,295
	鳥取県老人クラブ連合会補助金	4,224
	単位老人クラブ補助金	17,025
	鳥取県高齢者健康運動会補助金	6,258
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	2,000
	元気なシニアパワーで地域を支える仕組みづくり事業補助金	5,257
	鳥取県UDタクシー利活用モデル事業(福祉分野)支援補助金	500
	後期高齢者医療給付費負担金	6,369,912
	後期高齢者医療基盤安定事業負担金	1,203,171
	後期高齢者医療高額医療費負担金	373,015
	後期高齢者医療制度健康診査事業費補助金	36,382
積立金	鳥取県介護保険財政安定化基金積立金	2,166
	鳥取県介護保険財政安定化基金運用益積立金	103
	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	133,197

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
積立金	後期高齢者医療財政安定化基金積立金	150
5目 婦人福祉費		
報酬	嘱託医師	1人
負担金、補助 及び交付金	DV被害者等総合援事業補助金	8,440
	婦人保護施設広域入所措置負担金	716
	全国婦人相談員連絡協議会負担金	2
	全国婦人保護施設等連絡協議会負担金	20
6目 遺家族等援護費		
報酬	非常勤職員	1人
負担金、補助 及び交付金	財団法人鳥取県遺族会補助金	1,578
寄附金	引揚者慰問金	50
8目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助 及び交付金	特別医療費補助金	1,571,079
	特別医療費事務費補助金	51,978
	鳥取県特別医療費助成事業協力費交付金	2,950
9目 国民健康保険連絡調整費		
報酬	鳥取県国民健康保険審査会委員	6人
	社会保険医療担当者指導員	36人
負担金、補助 及び交付金	国民健康保険基盤安定事業負担金	1,884,207
繰出金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計繰出金	3,336,819
12目 障がい者自立支援事業費		
報酬	鳥取県自立支援医療費(精神通院医療)支給認定・精神障害者保健福祉手帳交付判定会委員	3人
	喀痰吸引等研修実施委員会委員	3人
	鳥取県地域自立支援協議会委員	15人
	心の輪を広げる体験作文審査委員	5人
	非常勤職員(農福連携推進事業)	3人
	ハートフルサポート事業審査委員会	4人
	鳥取県手話施策推進協議会委員	8人
	推進会議委員(鳥取県障がい者アート推進事業)	21人
	作品展表彰審査会委員(鳥取県障がい者アート推進事業)	10人
	業務委託プロポーザル審査会(作品展、舞台芸術祭)委員(鳥取県障がい者アート推進事業)	5人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
報 酬	補助金審査会委員 (鳥取県障がい者アート推進事業)	5人
	鳥取県障害者施策推進協議会委員	17人
	鳥取県障害者介護給付費等不服審査会委員	5人
	医療的ケア児等と家族のためのレクリエーション事業プロポーザル委員	4人
負担金、補助及び交付金	鳥取県障害者医療費負担金	202,161
	自立支援医療費 (更生医療) 審査支払システム改修費補助金	2,904
	障害者自立支援給付費負担金	3,289,868
	障がい者等県立施設利用促進交付金	1,664
	重症心身障がい児者等日中支援事業補助金	27,589
	重症心身障がい児者等短期入所利用支援事業補助金	1,788
	鳥取県障がい者グループホーム夜間世話人等配置事業補助金	6,829
	重症心身障がい児者等グループホーム夜間生活支援員配置事業補助金	5,415
	グループホームスプリンクラー設置費補助金	1,400
	強度行動障がい者新規支援補助事業補助金	5,760
	強度行動障がい者短期入所利用支援事業補助金	648
	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金 (腎臓病患者サポート事業)	328
	鳥取県重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金	19,196
	鳥取県障がい児・者地域生活体験事業補助金	1,519
	鳥取県多目的トイレ購入費等補助金	80
	UDタクシー利用促進事業補助金	500
	鳥取県障がい児者自発的活動支援事業補助金	1,000
	鳥取県地域生活支援事業費補助金	172,683
	障がい福祉サービス質の向上支援事業補助金	224
	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会等補助金 (レクリエーション教室開催事業)	1,400
	知的障がい者本人大会開催事業補助金	200
	精神障がい者地域移行サポート事業補助金	310
	鳥取県手をつなぐスポーツ祭り開催事業	2,200
	鳥取県盲人ホーム運営費補助金	6,822
	農業支援員派遣支援事業補助金	497
	障害福祉サービス事業所運転設備資金利子補填事業補助金	984
	障害福祉サービス事業所新商品開発支援補助金	5,000

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	障害福祉サービス事業所協働連携事業補助金	2,000
	福祉の店販売機能強化事業補助金	7,813
	農業参入企業による障がい者就労促進事業補助金	7,500
	鳥取県福祉フォーラム開催事業費補助金	1,300
	鳥取県身体障害者体育大会開催事業費補助金	800
	全日本challengedアクアスロン皆生大会開催費補助金	500
	障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金	300
	鳥取県手話サークル等助成事業費補助金	600
	鳥取県手話啓発イベント開催事業費補助金	800
	とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金	100
	鳥取県聴覚障がい者福祉研修会実施事業補助金	65
	手話通訳者等派遣費補助金	1,000
	鳥取県障がい者の居場所づくり支援事業補助金	1,000
	難聴者等向けコミュニケーション学習会開催補助金	850
	鳥取県タブレット型端末購入費補助金	358
	手話パフォーマンス甲子園実行委員会負担金	15,120
	鳥取県点字図書館運営費補助金	37,512
	ふうわの集い開催費補助金	50
	障がい者と健常者が共につくる芸術事業費補助金	26,906
	アート活動支援事業補助金	17,000
障がい児者在宅生活支援事業補助金	11,286	
自立支援医療（育成医療）費負担金	6,364	
発達障害者支援センター全国連絡協議会費	20	
積立金	鳥取県県立公共施設等建設基金積立金	1,911
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
報 酬	子育て王国とっとり会議本会議委員	22人
	子育て王国とっとり会議部会委員	8人
	鳥取県子育て川柳コンテスト審査会委員	3人
	鳥取県企業子宝率調査に係る表彰企業審査会委員	3人
	保育士等キャリアアップ研修プロポーザル審査会委員	2人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
報 酬	保育専門員	2人
	とっとり自然保育認証審議部会委員	8人
	放課後児童支援員認定研修プロポーザル審査会委員	3人
	里親養育包括支援事業プロポーザル審査会委員	3人
	主任児童委員	130人
	児童虐待防止啓発業務委託プロポーザル審査会委員	3人
	児童相談所嘱託医師	3人
	一時保護指導員	2人
	夜間指導員	29人
	警備員	5人
	鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	7人
	鳥取県重症心身障がい児・者関係機関会議委員	30人
	発達障がい者地域支援マネージャー	1人
	非常勤職員	54人
	給 料	一般職員
負担金、補助 及び交付金	子ども電話相談運営費助成事業費補助金	425
	子育て応援市町村交付金	18,000
	えんトリー婚活セミナー開催事業補助金	1,090
	婚活イベント開催事業補助金	2,500
	結婚に向けた出会いの機会等創出事業補助金	2,000
	えんトリー中部センター負担金	118
	産休等代替職員費補助金	11,993
	子ども家庭育み協会研修補助金	750
	鳥取県保育推進研究大会補助金	150
	鳥取短期大学(幼児教育保育学科)教育充実支援事業補助金	3,177
	保育教諭確保等のための資格等取得支援事業補助金	1,353
	保育士養成施設に対する就職促進支援事業補助金	260
	潜在保育士復職支援事業補助金	1,129
	保育士等修学資金貸付金負担金	90
	子どものための教育・保育給付費県負担金・補助金	2,721,088
子ども・子育て支援施設等利用県負担金	56,242	

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	幼児教育無償化に向けた体制整備支援事業補助金	488,674
	低年齢児受入施設保育士等特別配置事業費補助金	189,147
	保育サービス多様化促進事業（障がい児保育、乳児保育、医療的ケア児保育）補助金	87,289
	保育料無償化等子育て支援事業補助金	376,276
	多子世帯保育料軽減子育ての支援事業の廃止に伴う補助事業補助金	122
	中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業費補助金	70,617
	被災した子どもの健康・生活支援対策保育料減免事業補助金	84
	とっとり森・里山等自然保育事業費補助金	18,000
	認証園に対する保育料軽減補助金	2,082
	自然に学び、遊びきれ、とりっこ事業補助金	2,500
	子ども・子育て支援交付金	615,763
	病児・病後児保育普及促進事業補助金	5,031
	放課後児童健全育成事業補助金	7,977
	放課後児童クラブ施設整備事業補助金	17,708
	地域子育て支援拠点の環境改善事業補助金	6,000
	鳥取県児童館連絡協議会補助金	700
	地域少子化対策重点推進交付金	20,450
	鳥取県里親会補助金	511
	子どもの家庭養育推進官民協議会負担金	30
	自立援助ホーム体制機能強化事業補助金	8,064
	児童養護施設等处遇向上対策事業補助金	24,192
	母子生活支援施設強化事業補助金	740
	児童養護施設等職員の資質向上研修事業補助金	3,605
	児童養護施設等の職員人材確保事業補助金	376
	児童養護施設等入所児童自立支援事業補助金	3,300
	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業補助金	483
	施設入所児童等保証人支援事業補助金	200
	児童養護施設入所児童交流事業補助金	445
	児童福祉展支援事業補助金	400
	児童家庭支援センター運営事業補助金	47,551
	全国児童相談所長会負担金	42

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	セカンドステップ研修負担金	33
	児童養護施設等の環境改善事業補助金	1,089
	災害遺児手当助成事業補助金	648
	鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金	140,091
	鳥取県ペアレントメンター相談事業補助金	200
	鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金	750
	障害者相談支援事業全国連絡協議会負担金	60
	重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業補助金	13,312
	NICU等からの地域移行支援事業補助金	1,701
	貸付金	鳥取県保育士等修学資金貸付金
積立金	鳥取県安心こども基金積立金	10,118
2目 児童措置費		
負担金、補助 及び交付金	児童手当支給事業費負担金	1,249,823
	児童措置費負担金	56,623
	入院支援費補助金	1,677
	鳥取県障害児通所給付費等負担金	238,962
3目 母子福祉費		
報酬	特別児童扶養手当障害認定嘱託医師	5人
	母子父子自立支援員	2人
	ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会委員	10人
	母子父子寡婦福祉資金償還協力員	4人
負担金、補助 金及び交付金	ひとり親家庭学習支援事業補助金	9,074
	ひとり親家庭等交流支援事業費補助金	3,603
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	935
繰出金	鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付金事業特別会計繰出金	2,456
4目 心身障がい者扶養共済事業費		
負担金、補助 及び交付金	年金給付金	106,903
	弔慰金給付金	750
	脱退一時金給付金	750
	特別調整費	64,842

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
5目 児童福祉施設費		
報 酬	喜多原学園心理療法担当職員	2人
	喜多原学園小児科嘱託医師	1人
	喜多原学園精神科嘱託医師	1人
	喜多原学園夜間指導員	15人
	喜多原学園教養指導講師	1人
	療養支援シニアディレクター	1人
	皆成学園嘱託医師	3人
	皆成学園警備員	2人
	医事業務委託業務選定委員会委員	3人
	総合療育センター研修医	1人
	鳥取療育園嘱託医師	1人
	鳥取療育園調理員	2人
	中部療育園嘱託医師	1人
	負担金、補助 及び交付金	全国児童自立支援施設協議会負担金
中国地区児童自立支援施設協議会負担金		35
鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金		17
全日本少年野球連盟負担金		5
中国少年野球大会負担金		20
中国女子児童バレーボール大会負担金		10
中国少年駅伝マラソン大会負担金		10
鳥取療育園移転整備事業病院局負担金		358,559
鳥取県知的障害者福祉協会団体会費		52
鳥取県知的障害者福祉協会費		48
中国地区知的障害関係施設長会議施設負担金		3
中国・四国地区知的障害関係職員研究協議会施設負担金		4
中国地区知的障害者福祉協会発達支援部会児童施設分科 会施設長会会費		5
鳥取県児童福祉入所施設協議会費		28
倉吉地区安全運転管理者協議会費		10
鳥取県病院協会西部支部事務長会会費		5
全国肢体不自由児施設運営協議会負担金		180

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	医師会負担金	250
	鳥取県病院協会負担金	18
	鳥取県児童福祉入所施設協議会負担金	19
	西日本肢体不自由施設運営協議会負担金	50
	米子地区防火安全協会負担金	9
	米子市社会福祉協議会負担金	5
	鳥大関連病院長協議会負担金	20
	全国自治体病院協議会負担金	75
	全国児童発達支援連絡協議会会費	20
	日本重症心身障害福祉協会負担金	159
	鳥取県西部歯科医師会会費	204
	全国重症心身障害児日中活動支援協議会	10
	米子地区安全運転運行管理者協議会	8
	中国四国地区重症心身障害児施設連絡協議会	5
	西日本重症心身障害児施設協議会	10
	安全運転運行管理者協議会会費	10
	全国児童発達支援協議会会費	20
	鳥取市社会福祉協議会施設会費	10
	全国自治体病院協議会負担金	20
	中央病院併任理学療法士負担金	3,063
	倉吉市社会福祉協議会会費	3
	全国児童発達支援協議会会費	20
	障害児・者相談支援事業全国連絡協議会費	20
	全国自治体病院協議会費	30
鳥取県中部医師会費	138	
3 項 生活保護費		
1 目 生活保護総務費		
報 酬	嘱託医師	8人
	非常勤職員	2人
	就労支援専門員	2人
給 料	一般職員	15人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2目	扶助費	
	負担金、補助及び交付金	鳥取県生活保護費負担金 132,891
4項	災害救助費	
1目	救助費	
	寄附金	小災害被害者に対する見舞金 900
2目	備蓄費	
	積立金	災害救助基金積立金 43
4款	衛生費	
1項	公衆衛生費	
1目	公衆衛生総務費	
報 酬	衛生統計調査員	113人
	非常勤職員	7人
	調査員 (管理栄養士)	4人
	調査員 (看護師)	2人
給 料	一般職員	36人
負担金、補助及び交付金	衛生統計調査費交付金	1,009
	鳥取県原爆被害者協議会補助金	500
	鳥取県原爆死没者慰霊等事業費補助金	560
	全国衛生部長会負担金	81
	日本公衆衛生学会分担金	45
2目	結核対策費	
報 酬	鳥取県中部結核診査協議会委員	3人
	鳥取県西部結核診査協議会委員	3人
	感染症対策協議会結核部会委員	10人
負担金、補助及び交付金	結核予防費補助金	3,067
3目	予防費	
報 酬	鳥取県感染症対策協議会委員	23人
	鳥取県中部感染症診査協議会委員	5人
	鳥取県西部感染症診査協議会委員	5人
負担金、補助及び交付金	感染症予防事業費負担金	258
	感染症指定医療機関運営費補助金	15,463

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	感染症予防費市町村等負担金	15
	風しん対策特別促進事業補助金	3,456
	予防接種事故対策費負担金	12,189
	予防接種事業費対策補助金	57
	熱中症予防対策強化事業補助金	2,000
	新型インフルエンザ施設整備補助金	3,165
	新型インフルエンザ入院病床確保費補助金	46,872
4目 精神衛生費		
報 酬	鳥取県地域依存症対策推進委員会委員	5人
	鳥取県地域移行支援プロジェクト会議委員	5人
	地域包括ケアシステムコーディネーター	1人
	鳥取県精神医療審査会委員	12人
	指定医師 (病状診察)	20人
	指定医師 (措置入院診察)	69人
	鳥取県アルコール健康障害対策会議委員	13人
	アルコール健康障害対策事業プロポーザル審査会委員	2人
負担金、補助 及び交付金	アディクション・フォーラム開催支援補助金	500
	薬物依存症リハビリ施設助成モデル事業補助金	1,959
	D P A T 資機材購入費補助金	5,000
	鳥取県精神障害者家族会連合会補助金	1,648
	てんかんのある方の支援者等研修事業補助金	700
	全国精神保健福祉センター所長会負担金	70
	県精神科病院協議会会費	10
5目 母子衛生費		
負担金、補助 及び交付金	優生手術被害者支援事業補助金	1,200
	おうちで子育てサポート事業交付金	77,906
	母子衛生費鳥取市分負担金	22,697
	助産師研修事業補助金	220
	未熟児等養育医療費負担金	5,236
	とっとり版ネウボラ推進事業補助金	18,104

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
7目 難病対策費		
報 酬	小児慢性特定疾病審査会委員	3人
	指定難病審査会委員	10人
負担金、補助 及び交付金	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金	512
	小児慢性特定疾病医療費鳥取市分負担金	6,953
	難病等医療費助成事業負担金 (鳥取市分)	1,600
	在宅人工呼吸器使用患者支援事業負担金 (鳥取市分)	1,141
8目 健康県づくり推進費		
報 酬	鳥取県食育推進活動知事表彰選考委員会委員	3人
	健康を支える食文化専門会議	8人
	鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議委員	16人
	鳥取県心といのちを守る県民運動委員	10人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県「食の応援団」支援事業費補助金	4,776
	国産農産物消費拡大対策地方公共団体事業費補助金	200
	市町村自死対策強化交付金	3,200
	自死遺族自助グループ補助金	938
	いのちの電話補助金	3,420
	ウォーキング立県推進事業補助金	610
	健康づくり鳥取モデル事業補助金 (地域住民向け)	2,000
	まちの保健室事業補助金	1,380
9目 生活習慣病予防対策費		
報 酬	鳥取県がん対策推進県民会議委員	54人
	鳥取県肝炎対策協議会委員	10人
	鳥取県肝炎治療認定審査会委員	3人
	肝がん治療認定審査会委員	3人
	鳥取県8020運動推進協議会委員	15人
	鳥取県中部地域歯科保健推進協議会委員	7人
	鳥取県西部地域歯科保健推進協議会委員	9人
	鳥取県よい歯のコンクール審査会委員	8人
負担金、補助 及び交付金	地域がん登録全国協議会負担金	40
	鳥取県健康対策協議会事務局強化対策費負担金	3,677

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	初回精密検査受検支援補助金	92
	肝炎治療医療費補助金	60
	健康増進事業費補助金	31,099
	8020運動推進事業費補助金	100
	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	43,197
	がん専門医療従事者育成支援事業費補助金	1,020
	がん専門医等資格取得支援事業費補助金	1,867
	院内がん登録拡大支援事業費補助金	4,198
	がん患者の社会参加応援事業補助金	2,893
	休日がん検診実施支援事業補助金	4,107
	大腸がん検診特別推進事業費補助金	1,133
	働きざかり世代の胃がん対策補助金	5,863
	薬物療法専門医等の育成補助補助金	600
	病病連携支援利子補給事業補助金	563
	がん啓発活動助成費補助金	100
	がんカフェ運営支援事業補助金	500
	がん検診等受診勧奨強化事業補助金	2,332
受動喫煙防止対策推進事業補助金	2,000	
3項 保健所費		
1目 保健所費		
報 酬	嘱託医師	3人
	非常勤職員	9人
給 料	一般職員	55人
負担金、補助 及び交付金	全国保健所長会負担金	30
	社会医学系専門医・指導医年間登録料	25
	安全運転運行管理者協議会負担金	8
	防火安全協会会費	6
4項 医薬費		
1目 医薬総務費		
報 酬	非常勤職員	11人
給 料	一般職員	56人

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
給 料	定数外職員	28人
2目 医務費		
報 酬	鳥取県医療審議会委員	17人
	鳥取県精度管理専門委員	4人
	鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員	46人
	鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員	61人
	鳥取県地域医療対策協議会委員	21人
	死因究明協議会委員	10人
	鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会委員	5人
	鳥取県周産期医療協議会委員	16人
負担金、補助 及び交付金	医療情報ネットワーク整備事業補助金	14,441
	病床の機能分化・連携推進基盤整備事業補助金	35,000
	在宅医療連携拠点事業補助金	15,000
	在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業補助金	20,000
	病床の機能分化・連携推進のための研修事業補助金	1,100
	在宅医療推進のための看護師育成支援事業補助金	22,000
	訪問看護師確保支援事業補助金	38,799
	医療介護連携のための他職種連携等研修事業補助金	3,500
	県東部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業補助金	220,532
	県中部保健医療圏のがん医療に係る病床機能分化・連携促進事業補助金	80,611
	在宅医療推進事業補助金	10,000
	新人看護職員研修事業補助金	10,279
	看護師等養成所運営事業補助金	71,150
	病院内保育所運営事業補助金	39,443
	産科医等確保支援事業補助金	14,400
	助産師待機手当支援事業補助金	3,000
	救急勤務医支援事業補助金	5,300
	新生児医療担当医確保支援事業補助金	366
	小児救急医療支援事業補助金	1,600
	認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業補助金	7,000
看護師の特定行為研修受講補助事業補助金	4,500	

節 の 明 細

項	目	金額(千円)等
負担金、補助 及び交付金	実習指導者養成支援事業補助金	2,513
	看護教員養成支援事業補助金	6,234
	周産期医療に関わる専門的スタッフの養成事業補助金	4,000
	助産師資質向上支援事業補助金	400
	医師等環境改善事業補助金	31,500
	地域医療連携研修会開催支援事業補助金	6,000
	臨床検査精度管理推進費補助金	550
	SCUトランシーバー電波利用料負担金	9
	へき地医療拠点病院設備整備事業補助金	27,000
	へき地診療所設備整備事業補助金	3,542
	小児医療施設設備整備事業補助金	466
	病院郡輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業補助金	24,073
	医療機器管理室施設整備事業	907
	院内感染対策施設整備事業補助金	3,337
	休日等歯科診療所運営費補助金	1,341
	周産期母子医療センター運営事業費補助金	34,671
	鍼灸マッサージ師講習会補助金	120
	救急救命士病院実習受入促進事業費補助金	4,289
	中部小児救急医療支援事業補助金	920
	公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク運営費補助金	16,435
	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業補助金	133,675
	鳥取県原子力発電施設等緊急時安全対策費補助金	5,445
	自治医科大学運営費負担金	131,200
	へき地保健指導所運営事業補助金	774
	へき地医療拠点病院運営事業補助金	1,422
	防災訓練等参加支援事業補助金	6,385
	DMA T 隊員養成研修等補助金	1,020
	高度救命処置研修開催事業費補助金	700
	ドクターカー運行事業費補助金	2,829
	ドクターヘリ運航事業負担金	79,523
豊岡ドクターヘリ負担金	7,556	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等	
	負担金、補助 及び交付金	島根ドクターヘリ負担金	2,424
		臨床研修指定病院協議会負担金	2,400
		外国人患者に対する医療提供体制整備事業補助金	8,150
	貸付金	鳥取県医師海外留学資金貸付金	11,000
		鳥取県医師養成確保奨学金	55,340
		鳥取県緊急医師確保対策奨学金	49,950
		鳥取県臨時特例医師確保対策奨学金	145,650
	積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金預金利息積立金	1,794
		鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	485,534
	寄附金	鳥取大学医学部地域医療学講座寄附金	36,900
3目 保健師等指導管理費			
報酬	鳥取県准看護師試験委員	5人	
	非常勤職員	3人	
負担金、補助 及び交付金	看護職員研修事業費補助金	2,600	
	病院内保育施設運営費補助金	3,588	
	医師・看護職員等の仕事と育児の両立応援事業補助金	797	
	認定看護師養成研修受講費補助金	2,250	
	新卒訪問看護師育成支援事業補助金	1,646	
貸付金	看護職員等修学資金貸付金	737,664	
4目 薬務費			
報酬	非常勤職員	1人	
	鳥取県麻薬中毒審査会委員	5人	
	鳥取県薬物乱用対策推進本部委員	9人	
負担金、補助 及び交付金	鳥取県薬剤師会薬事情報センター補助金	1,200	
	薬剤師確保対策促進事業補助金	600	
5目 病院費			
負担金、補助 及び交付金	自治体病院補助金	98,419	
	県営病院事業会計交付金	1,710,762	
	県営病院事業会計負担金	793,654	
6目 鳥取看護専門学校費			
報酬	非常勤職員	5人	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
負担金、補助 及び交付金	中国地区看護教育協議会負担金	10
	一般社団法人日本看護学校協議会負担金	50
7目 倉吉総合看護専門学校費		
報 酬	非常勤職員	35人
負担金、補助 及び交付金	全国助産師教育協議会負担金	100
	中国地区看護教育協議会負担金	10
	日本看護学校協議会負担金	50
	専任教員研修会負担金	392

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

変更

款	項	事業名	全体計画												継続費の総額に対する進捗率			
			年度	年割額	左の財源内訳				前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	千円				
					特定財源	一般財源	地方債	その他								千円	千円	千円
			30		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
				139,619		138,000	1,619		139,619		139,619		139,619		139,619		41.2%	
			変更前	198,700		177,000	21,700				198,700		198,700				58.8%	
			変更額			21,000	△ 21,000											
			計	198,700		198,000	700				198,700		198,700		198,700		58.8%	
3	民生費	2児童福祉費		338,319		315,000	23,319		139,619		198,700		338,319		338,319		100.0%	
			変更額			21,000	△ 21,000											
			計	338,319		336,000	2,319		139,619		198,700		338,319		338,319		100.0%	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円	
平成31年度 生活保護システム保守 管理委託	千円 7,646			平成32年度から 平成33年度まで	7,646					7,646
平成31年度 生活保護等版レセプト 管理システムデータ提 供委託	2,112			平成32年度から 平成33年度まで	2,112					2,112
平成31年度 農業参入企業による 障がい者就労促進事 業補助	7,500			平成32年度から 平成33年度まで	7,500					7,500
平成31年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	補助金総額2,900千円を 限度として、平成31年度 に交付決定した額から 平成31年度に交付した 額を差し引いた額			平成32年度から 平成61年度まで	限度額に同じ					限度額に同じ
平成31年度 総合療育センター医 療事務業務委託	51,876			平成32年度から 平成34年度まで	51,876			51,876		
平成31年度 総合療育センター血 液分析ガスシステム 賃借料	856			平成32年度から 平成35年度まで	856			856		
平成31年度 難病医療等システム 運用保守業務委託	790			平成32年度	790					790

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成31年度 とっとりひきこもり生活 支援センター運営委 託	1,454			平成32年度	1,454	165				1,289
平成31年度 病病連携支援利子補 助	2,815			平成32年度から 平成36年度まで	2,815					2,815
平成31年度 医師海外留学資金貸 付金	貸付金総額10,600千円 を限度として、平成31年 度に交付決定した額か ら平成31年度に交付し た額を差し引いた額			平成32年度から 平成34年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	
平成31年度 医師養成確保奨学金	79,200			平成32年度から 平成37年度まで	79,200					79,200
平成31年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000			平成32年度から 平成37年度まで	54,000					54,000
平成31年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800			平成32年度から 平成37年度まで	172,800					172,800
平成31年度 広域災害救急医療情 報システム利用料	10,560			平成32年度から 平成33年度まで	10,560					10,560

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円		一般財源 千円	
平成31年度 子育て王国とつとり推進 事業費	35			平成32年度	35						35
平成31年度 福祉相談センター清掃 業務委託	47			平成32年度	47						47
平成31年度 福祉相談センター電話 交換機等賃借料	2			平成32年度	2						2
平成31年度 福祉相談センター(婦 人相談所)給食業務委 託	71			平成32年度	71						71
平成31年度 福祉相談センター(中 央児童相談所)給食業 務委託	87			平成32年度	87						87
平成31年度 喜多原学園給食業務委 託	245			平成32年度	245						245
平成31年度 療育園電子カルテ整備 委託	93			平成32年度	93						93

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円	
										期 間
平成31年度 皆成学園等給食業務委 託	757			平成32年度	757					757
平成31年度 皆成学園庁舎清掃業務 委託	48			平成32年度	48					48
平成31年度 皆成学園冷温水器保守 点検業務委託	25			平成32年度	25					25
平成31年度 総合療育センター一 警備業務委託	124			平成32年度	124				124	
平成31年度 総合療育センター設備 保守業務委託	18			平成32年度	18				18	
平成31年度 総合療育センターCT装 置保守業務委託	36			平成32年度	36				36	
平成31年度 総合療育センターX線 テレビ保守業務委託	41			平成32年度	41				41	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 金額 千円	左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額		特 定 財 源	財 源			
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成31年度 総合療育センターネット ワークサーハ総合保守 業務委託	86			86				86	
平成31年度 総合療育センター体外 式人工呼吸器保守業務 委託	16			16				16	
平成31年度 総合療育センター気管 支ビデオスコープシステ ム賃借料	20			20				20	
平成31年度 総合療育センター24時 間胃食道内PH測定装 置賃借料	10			10				10	
平成31年度 総合療育センター 給食業務委託	667			667				667	
平成31年度 精神保健福祉センター 清掃業務委託	29			29					29

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	待 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成31年度 精神保健福祉センター 電話交換機等賃借料	千円 2								2
平成31年度 小児救急電話相談事業 委託	181				181			181	
平成31年度 救急医療情報システム 等運用保守委託	18				18				18

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源		一般財源 千円	
							地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県立福祉人材研 修センター指定管理 料	191,257			平成31年度から 平成35年度まで	191,257					191,257
平成28年度生活福祉 資金利子補給	4,695	平成29年度から 平成30年度まで	54	平成31年度から 平成35年度まで	4,051					4,051
平成28年度災害援護 資金利子補給	5,025			平成32年度から 平成34年度まで	5,025					5,025
平成30年度 西部総合事務所福祉 保健局庁舎清掃業務 委託	8,267			平成31年度から 平成33年度まで	8,267					8,267
平成16年度 独立行政法人福祉医 療機構資金借入金利 子補助金	578,669	平成17年度から 平成30年度まで	326,754	平成31年度から 平成34年度まで	2,898					2,898
平成17年度 独立行政法人福祉医 療機構資金借入金利 子補助金	122,230	平成18年度から 平成30年度まで	94,932	平成31年度から 平成36年度まで	6,845					6,845

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金	地方債	その他	一般財源
						千円	千円	千円	千円
平成17年度 社会福祉法人鳥取県厚生事業団経営安定化支援事業施設解体費補助金	千円	平成17年度から平成30年度まで	49,884	平成31年度から平成40年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成30年度 鳥取県立障害者体育センター指定管理料	42,808			平成31年度から平成35年度まで	42,808				42,808
平成13年度 介護老人保健施設整備費借入金利子補助	1,523,001	平成14年度から平成30年度まで	1,158,457	平成31年度から平成37年度まで	17,306				17,306

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成14年度 介護老人保健施設整備 費借入金利子補助	112,861	平成15年度から 平成30年度まで	58,435	平成31年度から 平成39年度まで	18				18
平成23年度 私立学校振興資金利 子補助	4,069	平成24年度から 平成30年度まで	3,403	平成31年度から 平成32年度まで	666				666
平成23年度 私立学校振興資金利 子補助	1,606	平成24年度から 平成30年度まで	1,276	平成31年度から 平成32年度まで	330				330
平成25年度 私立学校振興資金利 子補助	21,868	平成26年度から 平成30年度まで	11,675	平成31年度から 平成34年度まで	10,193				10,193
平成27年度 私立学校振興資金利 子補助	16,705	平成28年度から 平成30年度まで	5,322	平成31年度から 平成37年度まで	11,383				11,383
平成30年度 私立学校振興資金利 子補助	7,827			平成31年度から 平成40年度まで	7,827				7,827
平成29年度 子育て王国とつと推 進事業費	5,694	平成30年度	1,897	平成31年度から 平成32年度まで	3,797				3,797

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県立鳥取砂丘こ どもの国指定管理料	464,015			平成31年度から 平成35年度まで	464,015					464,015
平成30年度 鳥取県保育士等修学 資金貸付金	153,600			平成31年度から 平成36年度まで	153,600					153,600
平成30年度 鳥取短期大学(幼児 教育保育学科)教育 充実支援事業補助	15,885			平成31年度から 平成35年度まで	15,885					15,885
平成30年度 とっとり子育て応援パ スポート事業システム 保守管理業務委託	3,554			平成31年度から 平成33年度まで	3,554					3,554
平成25年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	5,500			平成31年度から 平成55年度まで	300					300
平成28年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	3,300	平成29年度から 平成30年度まで 200		平成31年度から 平成58年度まで	3,100					3,100
平成29年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	2,100			平成31年度から 平成32年度まで	2,100					2,100

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成30年度 施設入所児童等保証 人支援事業補助	千円 補助金総額3,100千円を 限度として、平成30年度 に交付決定した額から 平成30年度に交付した 額を差し引いた額			平成31年度から 平成60年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
平成27年度 福祉相談センター電 話交換機等賃借料	4,514	平成28年度から 平成30年度まで	564	平成31年度から 平成32年度まで	212				212
平成29年度 福祉相談センター消 掃業務委託	11,301	平成30年度	2,522	平成31年度から 平成32年度まで	5,044				5,044
平成29年度 福祉相談センター(婦 人相談所)給食業務 委託	13,839	平成30年度	4,200	平成31年度から 平成32年度まで	9,193				9,193
平成29年度 福祉相談センター(中 央児童相談所)給食 業務委託	17,955	平成30年度	5,965	平成31年度から 平成32年度まで	11,930				11,930
平成29年度 喜多原学園給食業務 委託	43,776	平成30年度	14,592	平成31年度から 平成32年度まで	29,184				29,184

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	財 源		
								その他 千円	一般財源 千円	
平成30年度 米子児童相談所給食 業務委託	26,026			平成31年度から 平成33年度まで	26,026					26,026
平成30年度 児童福祉法及び障害 者総合支援法請求シ ステム保守等委託	494			平成31年度から 平成33年度まで	494					494
平成27年度 療育園電子カルテ整 備委託	24,555	平成28年度から 平成30年度まで	14,412	平成31年度から 平成32年度まで	10,143					10,143
平成29年度 皆成学園等給食業務 委託	122,589	平成30年度	35,342	平成31年度から 平成32年度まで	82,483				82,483	
平成29年度 皆成学園庁舎清掃業 務委託	11,033	平成30年度	2,580	平成31年度から 平成32年度まで	5,208				5,208	
平成29年度 皆成学園冷温水器保 守点検業務委託	4,147	平成30年度	1,325	平成31年度から 平成32年度まで	2,675				2,675	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(原込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源		一般財源 千円
							地方債 千円	その他 千円	
平成27年度 総合療育センターネット ワークサーバー総合 保守業務委託	11,312	平成28年度から 平成30年度まで	3,777	平成31年度から 平成34年度まで	6,339			6,339	
平成27年度 総合療育センターCT 装置保守業務委託	8,748	平成28年度から 平成30年度まで	4,860	平成31年度から 平成32年度まで	3,888			3,888	
平成27年度 総合療育センターX線 テレビ保守業務委託	11,215	平成28年度から 平成30年度まで	6,727	平成31年度から 平成32年度まで	4,488			4,488	
平成27年度 総合療育センター気 管支ビデオスコープシ ステム賃借料	14,736	平成28年度から 平成30年度まで	1,598	平成31年度から 平成33年度まで	1,603			1,603	
平成27年度 総合療育センター24 時間胃袋道内Ph測定 装置賃借料	2,835	平成28年度から 平成30年度まで	1,539	平成31年度から 平成32年度まで	1,030			1,030	
平成28年度 総合療育センター体 外式人工呼吸器保守 業務委託	2,140	平成29年度から 平成30年度まで	856	平成31年度から 平成33年度まで	1,284			1,284	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成29年度 総合療育センター給 食業務委託	108,699	平成30年度	34,045	平成31年度から 平成32年度まで	71,012			71,012		
平成29年度 総合療育センター警 備業務委託	20,163	平成30年度	6,714	平成31年度から 平成32年度まで	13,449			13,449		
平成29年度 総合療育センター設 備保守業務委託	3,570	平成30年度	976	平成31年度から 平成32年度まで	2,237			2,237		
平成30年度 総合療育センター電 子カルテ等医療情報 システム保守業務委 託	59,540			平成31年度から 平成35年度まで	59,540					59,540
平成30年度 総合療育センター院 内保育所運営委託	65,852			平成31年度から 平成33年度まで	65,852					65,852
平成30年度 総合療育センターガス タービン発電機保守 業務委託	13,585			平成31年度から 平成33年度まで	13,585					13,585

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳 千円				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金	特 定 財 源 地方債	其 他		一般財源
								その 他	千円	
平成30年度 総合療育センター外 科用X線テレビ装置保 守点検業務委託	1,185			平成31年度から 平成33年度まで	1,185			1,185		
平成30年度 総合療育センター— 般廃棄物収集運搬処 分業務委託	2,172			平成31年度から 平成33年度まで	2,172			2,172		
平成30年度 総合療育センター— 般X線撮影装置保守 業務委託	2,705			平成31年度から 平成35年度まで	2,393			2,393		
平成27年度 難病医療等システム 再構築委託	5,720	平成28年度から 平成30年度まで	1,551	平成31年度から 平成32年度まで	4,169					4,169
平成30年度 とっとりひきこもり生活 支援センター運営委 託	23,858			平成31年度から 平成32年度まで	23,858	11,062				12,796
平成30年度 脱・がん死亡率ワース ト3事業利子補助	2,745			平成31年度から 平成35年度まで	2,745					2,745

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成27年度 精神保健福祉セン ター一電話交換機等賃 貸借料	1,625	平成28年度から 平成30年度まで	290	平成31年度から 平成32年度まで	109				109
平成29年度 精神保健福祉セン ター一庁舎等清掃業務	6,996	平成30年度	1,561	平成31年度から 平成32年度まで	3,122				3,122
平成26年度 医師養成確保奨学金	151,200	平成27年度から 平成30年度まで	44,140	平成31年度から 平成32年度まで	16,820				16,820
平成27年度 医師養成確保奨学金	115,200	平成28年度から 平成30年度まで	30,000	平成31年度から 平成33年度まで	25,200				25,200
平成28年度 医師養成確保奨学金 (平成28年度新規貸 付者分)	96,000			平成31年度から 平成33年度まで	96,000				96,000
平成28年度 医師養成確保奨学金	115,200	平成29年度から 平成30年度まで	17,520	平成31年度から 平成34年度まで	30,240				30,240

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源		一 般 財 源 千円
							地 方 債 千円	そ の 他 千円	
平成29年度 医師養成確保奨学金	115,200	平成30年度	7,920	平成31年度から 平成35年度まで	36,000				36,000
平成30年度 医師養成確保奨学金	115,200			平成31年度から 平成36年度まで	115,200				115,200
平成26年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成27年度から 平成30年度まで	35,100	平成31年度から 平成32年度まで	18,900				18,900
平成27年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成28年度から 平成30年度まで	24,600	平成31年度から 平成33年度まで	29,400				29,400
平成28年度 緊急医師確保対策奨 学金(平成28年度新 規貸付者分)	45,000			平成31年度から 平成33年度まで	45,000				45,000
平成28年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成29年度から 平成30年度まで	10,800	平成31年度から 平成34年度まで	21,600				21,600

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
平成29年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000	平成30年度	9,000	平成31年度から 平成35年度まで	45,000				45,000
平成30年度 緊急医師確保対策奨 学金	54,000			平成31年度から 平成36年度まで	54,000				54,000
平成26年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800	平成27年度から 平成30年度まで	108,000	平成31年度から 平成32年度まで	54,000				54,000
平成27年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800	平成28年度から 平成30年度まで	74,400	平成31年度から 平成33年度まで	76,800				76,800
平成28年度 臨時特例医師確保対 策奨学金(平成28年 度新規貸付者分)	144,000			平成31年度から 平成33年度まで	144,000				144,000
平成28年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800	平成29年度から 平成30年度まで	43,200	平成31年度から 平成34年度まで	86,400				86,400

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左の財源内訳 千円				
		期間	金額	期間	金額	国庫支出金	地方債	特定財源		一般財源
								その他	千円	
平成29年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800	平成30年度	21,600	平成31年度から 平成35年度まで	108,000					108,000
平成30年度 臨時特例医師確保対 策奨学金	172,800			平成31年度から 平成36年度まで	172,800					172,800
平成29年度 医師海外留学資金貸 付金	貸付金総額10,600千円 を限度として、平成29年 度に交付決定した額か ら平成29年度に交付し た額を差し引いた額	平成30年度	1,400	平成31年度から 平成32年度まで	9,200				9,200	
平成30年度 医師海外留学資金貸 付金	貸付金総額10,600千円 を限度として、平成30年 度に交付決定した額か ら平成30年度に交付し た額を差し引いた額			平成31年度から 平成33年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ	
平成29年度 小児救急電話相談事 業委託	31,320	平成30年度	9,774	平成31年度から 平成32年度まで	21,546				21,546	
平成30年度 鳥取大学医学部寄附 講座開設事業費	110,700			平成31年度から 平成33年度まで	110,700				110,700	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成30年度 鳥取県ドクターヘリ格 納庫機械警備業務委 託	1,317			平成31年度から 平成34年度まで	1,317					1,317
平成28年度 看護学生等修学資金 貸付金	627,780	平成29年度から 平成30年度まで	406,944	平成31年度から 平成32年度まで	116,268					116,268
平成28年度 看護学生等修学資金 貸付金	860,928	平成29年度から 平成30年度まで	493,176	平成31年度から 平成33年度まで	334,980					334,980
平成29年度 看護学生等修学資金 貸付金	862,440	平成30年度	210,780	平成31年度から 平成34年度まで	494,244					494,244
平成30年度 看護学生等修学資金 貸付金	786,048			平成31年度から 平成35年度まで	786,048					786,048
平成21年度 県立病院運営費交付 金及び施設整備費負 担金	82,801	平成22年度から 平成30年度まで	55,905	平成31年度から 平成51年度まで	3,643					3,643

議案第5号

平成31年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計) 青少年・家庭課	36,382	115,649	△ 79,267		2,456	(諸収入) 33,926		
特別会計 合 計	36,382	115,649	△ 79,267		2,456	33,926		

平成31年度鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算歳入事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 繰入金	1 一般会計繰入金		2,456	2,323	133			
		1 一般会計から繰入	2,456	2,323	133			
		1 一般会計から繰入	2,456	2,323	133	1 一般会計から繰入	2,456	
2 諸収入	1 県預金利子		33,926	52,469	△ 18,543			
			38	61	△ 23			
			38	61	△ 23	1 県預金利子	38	
3 繰越金	1 繰越金		33,859	52,345	△ 18,486			
			33,859	52,345	△ 18,486	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入	33,859	
			29	63	△ 34			
	1 雑入		29	63	△ 34	1 雑入	29	
	1 繰越金		0	60,857	△ 60,857			
	1 繰越金		0	60,857	△ 60,857			
	1 繰越金		0	60,857	△ 60,857	1 前年度繰越金	0	
	歳入合計		36,382	115,649	△ 79,267			

平成31年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算説明資料

1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年・家庭課(内線：7869)

1目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考									
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入										
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	36,382	115,649	△79,267		2,456	(諸収入) 33,926											
トータルコスト	83,216千円(前年度 162,542千円)〔正職員：5.9人〕																
主な業務内容	資金の貸付、償還金の徴収業務、関係機関との連絡調整																
工程表の政策目標(指標)	ひとり親家庭の自立支援を図る																
事業内容の説明																	
1 事業の目的・概要																	
ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金等の資金の貸付を実施する。																	
2 主な事業内容																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予 算 額</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸 付 金</td> <td>33,820千円</td> <td>修学資金 25,925千円 就学支度資金 4,803千円</td> </tr> <tr> <td>事 務 費</td> <td>2,562千円</td> <td>・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費</td> </tr> </tbody> </table>									区 分	予 算 額	主な内容	貸 付 金	33,820千円	修学資金 25,925千円 就学支度資金 4,803千円	事 務 費	2,562千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費
区 分	予 算 額	主な内容															
貸 付 金	33,820千円	修学資金 25,925千円 就学支度資金 4,803千円															
事 務 費	2,562千円	・貸付審査に要する調査指導経費 ・償還督促、償還促進を行うための指導・調査等に係る経費															
【債務負担行為】平成32年度～36年度：61,848千円(修学資金等貸付金)																	

平成31年度 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位: 千円)

節	款項目	1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1項 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
		1目 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		
1	報酬			
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費			
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費			
9	旅費	35	35	35
	費用弁償			
	普通旅費	35	35	35
	特別旅費			
10	交際費			
11	需用費	62	62	62
12	役務費	387	387	387
13	委託料	1,769	1,769	1,769
14	使用料及び賃借料	309	309	309
15	工事請負費			
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費			
19	負担金、補助及び交付金			
20	扶助費			
21	貸付金	33,820	33,820	33,820
22	補償、補填及び賠償金			
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金			
26	寄付金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	36,382	36,382	36,382
財源内訳	国庫支出金			
	繰入金	2,456	2,456	2,456
	その他	33,926	33,926	33,926
	事業収入			

節 の 明 細

項 目		金額（千円）等
1 款	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 項	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
1 目	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
	貸付金 母子父子寡婦福祉資金貸付金	33,820

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分(消費税率変更分以外)

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成31年度 修学資金等貸付金	千円 61,848		千円		千円 61,848		千円		千円 61,848	千円

当該年度提出に係る分(消費税率変更分)

事項	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	その他		
平成31年度 母子寡婦福祉資 金貸付償還システム 保守運用業務委託	千円 33		千円		千円 33		千円		千円 33	千円

債務負担行為翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度提出に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成27年度 修学資金等貸付金	76,116	平成28年度から 平成30年度まで	14,827	平成31年度から 平成32年度まで	300				300	
平成27年度 母子寡婦福祉資 金償還システム構築・ 運用保守業務委託	10,220	平成28年度から 平成30年度まで	5,259	平成31年度から 平成32年度まで	3,504				3,504	
平成28年度 修学資金等貸付金	95,022	平成29年度から 平成30年度まで	28,038	平成31年度から 平成33年度まで	11,388				11,388	
平成29年度 修学資金等貸付金	74,790	平成30年度	13,415	平成31年度から 平成34年度まで	20,854				20,854	
平成30年度 修学資金等貸付金	74,952			平成31年度から 平成35年度まで	74,952				74,952	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における
現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高 千円	前年度現在高見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
母子父子寡婦福祉資金貸付金	356,697	316,522		0	316,522

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
(特別会計) 医療・保険課	53,186,439	53,414,359	△ 227,920	15,126,502	3,356,819	(分担金及び負担金) 15,492,740 (療養給付費等交付金) 926,285 (前期高齢者交付金) 18,247,870 (共同事業交付金) 35,023 (財産収入) 192 (繰越金) 1,000 (諸収入) 8		
特別会計 合計	53,186,439	53,414,359	△ 227,920	15,126,502	3,356,819	34,703,118		

平成31年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 国民健康保険 運営事業収 入	1 分担金及び負担 金		53,186,439	53,414,359	△ 227,920			
		1. 負担金	15,492,740	14,843,487	649,253			
			14,843,487	649,253				
			15,492,740	14,843,487	649,253			
			15,492,740	14,843,487	649,253			1 国民健康保健事業費 納付金
			15,126,502	15,066,109	60,393			
	2 国庫支出金		10,444,347	10,404,567	39,780			
		1 国庫負担金	10,036,346	9,988,038	48,308			1 療養給付費等負担金
			321,500	328,852	△ 7,352			2 高額医療費負担金
			19,117	20,293	△ 1,176			3 特別高額医療共同事 業負担金
			67,383	67,383	0			4 特定健康診査等負担 金
			1	1	0			5 財政安定化基金負担 金
			4,682,155	4,661,542	20,613			
			4,314,499	4,327,671	△ 13,172			1 調整交付金
		367,656	333,871	33,785			2 保険者努力支援制度 交付金	

平成31年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度	前年度	比較	節		説明	
						区分	金額		
1 国民健康保険運営事業収入	3 療養給付費等交付金		千円 926,285	千円 1,715,682	△ 789,397		千円		
		1 療養給付費等交付金	926,285	1,715,682	△ 789,397				
		1 療養給付費等交付金	926,285	1,715,682	△ 789,397		926,285		
	4 前期高齢者交付金			18,247,870	18,315,785	△ 67,915			
		1 前期高齢者交付金		18,247,870	18,315,785	△ 67,915			
		1 前期高齢者交付金		18,247,870	18,315,785	△ 67,915		18,247,870	
	5 共同事業交付金			35,023	37,236	△ 2,213			
		1 共同事業交付金		35,023	37,236	△ 2,213			
		1 特別高額医療費共同事業交付金		35,023	37,236	△ 2,213		35,023	
	6 財産収入			192	404	△ 212			
		1 財産運用収入		192	404	△ 212			
		1 利子及び配当金		192	404	△ 212		192	

平成31年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入予算事項別明細書

歳入

款	項	目	本年度 千円	前年度 千円	比較 千円	節		説明
						区分	金額 千円	
1 国民健康保険運営事業収入	7 繰入金		3,356,819	3,435,642	△ 78,823			
		1 一般会計繰入金	3,336,819	3,343,494	△ 6,675	1 一般会計から繰入	3,336,819	
	2 基金繰入金		20,000	92,148	△ 72,148			
		1 財政安定化基金繰入金	20,000	92,148	△ 72,148	1 財政安定化基金繰入金	20,000	
	8 繰越金		1,000	0	1,000			
		1 繰越金	1,000	0	1,000			
		1 前年度繰越金	1,000	0	1,000	1 前年度繰越金	1,000	
	9 諸収入			8	14	△ 6		
		1 県預金利子	1	0	1			
		1 県預金利子	1	0	1	1 県預金利子	1	
2 雑入		7	14	△ 7				
1 雑入		7	14	△ 7	1 雑入	7		
歳入合計			53,186,439	53,414,359	△ 227,920			

平成31年度鳥取県国民健康保険運営事業特別会計当初予算説明資料

1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費 ほか

医療・保険課（内線：7165）

1 目 保険給付費等交付金 ほか

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 (総括表)	53,186,439	53,414,359	△227,920	15,126,502	3,356,819	(分担金・負担金) 15,492,740 (財産収入) 192 (その他) 19,210,186		

トータルコスト 53,242,008千円（前年度53,469,998千円）〔正職員：7.0人、非常勤職員：1.5人〕

主な業務内容 国民健康保険の県全体の財政運営

工程表の政策目標 (指標) -

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成30年度からの国民健康保険（以下「国保」という。）の制度改革に伴い、県も市町村とともに国保の保険者となり、県全体の国保財政の運営・管理を担う。
このため、県に設置する国保に関する特別会計に歳入歳出予算を計上し、国保事業を行うものである。

2 主な事業内容

【主な財政運営の内容】

- 県は、国保事業費納付金を市町村から徴収し、保険給付費等交付金を交付する。
- 医療費の給付増や市町村の保険料収納不足に伴う財源不足に備えるため、財政安定化基金による貸付や交付を行う。
- 前期高齢者交付金等の収入支出を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して行う。 など

（単位：千円）

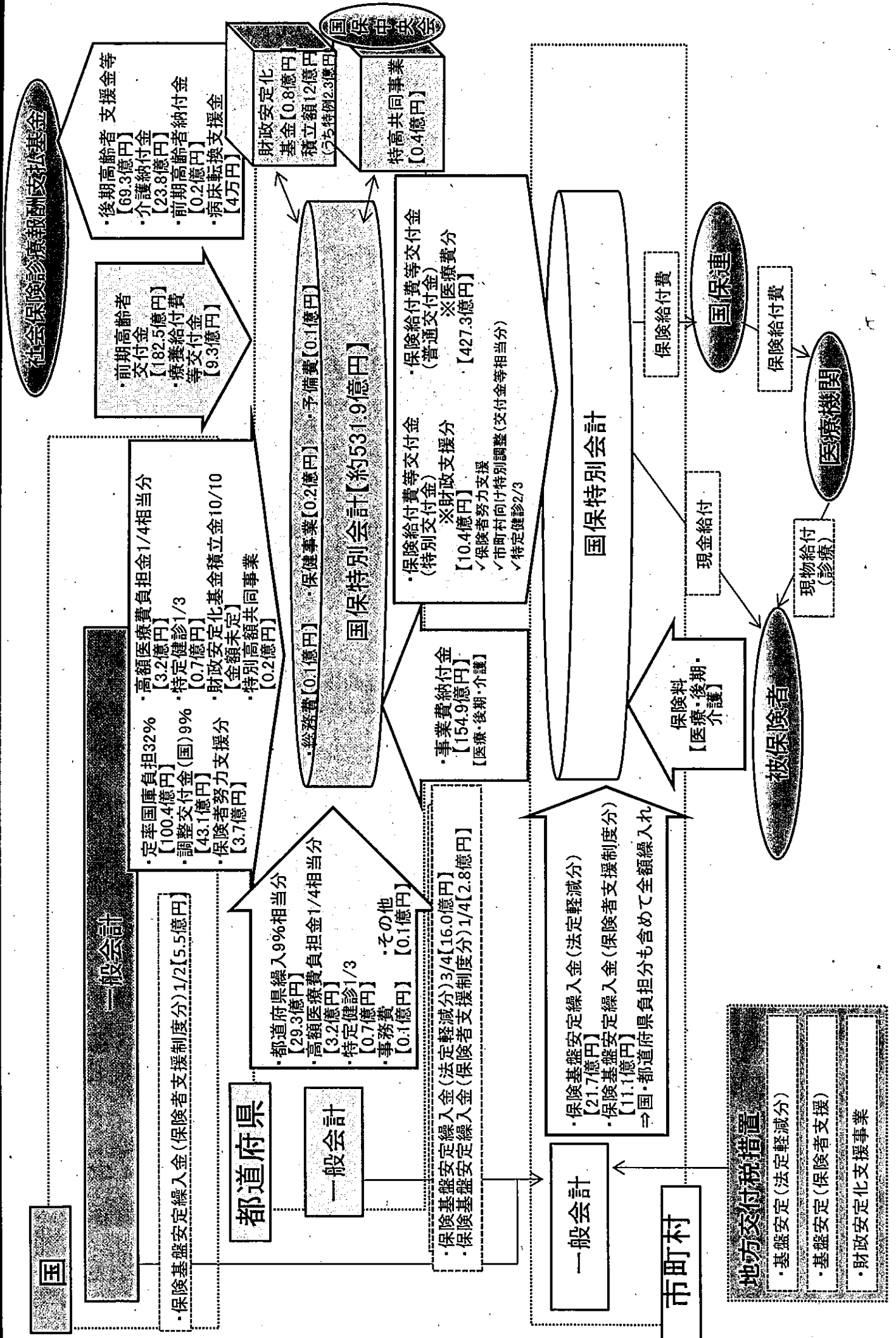
事業名	予算額 (前年度)	事業内容
保険給付費等交付金 (普通交付金)	42,732,704 (43,141,931)	県内の市町村が当該市町村の国保に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用について、市町村に対し、保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。
保険給付費等交付金 (特別交付金)	1,044,184 (993,223)	県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。
後期高齢者支援金	6,930,342 (6,790,997)	75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対する後期高齢者支援金を支払基金に納付する。
介護納付金	2,380,340 (2,389,426)	介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対する介護納付金を支払基金に納付する。

※上記以外に一般管理費ほか11事業あり。

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成28年度から本格的に市町村等の関係団体とともに、新たな国保制度の円滑な導入に向けて準備を行い、平成30年度からの国保制度改革は、大きな混乱もなく施行できたところである。
- 平成31年度以降も、引き続き市町村等と国保運営の課題等に対して協議を重ね、県全体の国保財政の安定化を図っていく必要がある。

平成31年度の国保財政の基本的な枠組みについて



1 款 国民健康保険運営事業費

1 項 国民健康保険運営事業費

医療・保険課（内線：7165）

1 目 保険給付費等交付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
保険給付費等交付金 （普通交付金）	42,732,704	43,141,931	△409,227	10,232,937	2,126,112	11,164,475 <small>（分担金・負担金） （その他）</small>	19,209,180	
トータルコスト	42,750,168千円（前年度43,159,417千円）〔正職員：2.2人〕							
主な業務内容	申請書の審査、交付金の支払							
工程表の政策目標 （指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村が当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する療養の給付等に要する費用を交付する。</p>								
保険給付費等交付金 （特別交付金）	1,044,184	993,223	50,961	687,801	356,383			
トータルコスト	1,052,122千円（前年度1,001,171千円）〔正職員：1.0人〕							
主な業務内容	申請書の審査、厚生労働省への申請、交付金の支払							
工程表の政策目標 （指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県は、保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行うため、県内の市町村に対し、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）を交付する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>各市町村の財政状況その他の事情に応じ、以下の特別交付金を交付する。</p>								
区分	予算額	内 容						
国特別調整交付金 （市町村分）	396,945	保健事業の取組に関する費用など、画一的な方法によって措置できない特別な事情に応じた額を市町村に交付する。						
保険者努力支援制度 （市町村分）	223,473	市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等を支援するために、取組状況に応じた額を交付する。						
県繰入金（2号分）	289,000	市町村が行う国民健康保険事業の安定化等のための各種事業や収納対策等事業の実施状況に応じて市町村に交付する。						
特定健康診査等負担 金分	134,766	市町村が保険者として実施する保健事業を円滑及び確実に実施できるように、特定健康診査及び特定保健指導の実施状況に応じて市町村に対して交付する。						
合計	1,044,184							

2目 後期高齢者支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
後期高齢者支援金	6,930,342	6,790,997	139,345	3,033,596	625,488	(分担金・負担金) 3,271,258		
トータルコスト	6,931,136千円（前年度6,791,792千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
75歳以上の被保険者の医療費を対象とする後期高齢者医療制度に対して、後期高齢者支援金を納付する。								
2 主な事業内容								
社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の後期高齢者支援金を納付する。								
後期高齢者関係事務費拠出金	481	504	△23			(分担金・負担金) 481		
トータルコスト	1,275千円（前年度1,299千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
支払基金の後期高齢者関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。								
2 主な事業内容								
社会保険診療報酬支払基金に対して県全体の後期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者納付金	23,912	23,031	881			(分担金・負担金) 23,912		
トータルコスト	24,706千円（前年度23,826千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
市町村ごとの前期高齢者（65歳以上から75歳未満）の偏在を調整するため、支払基金に前期高齢者納付金を納付する。								
2 主な事業内容								
支払基金に対して県全体の前期高齢者納付金を納付する。								

3目 前期高齢者納付金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
前期高齢者関係事務費拠出金	432	453	△21			(分担金・負担金) 432		
トータルコスト	1,226千円（前年度1,248千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 支払基金の前期高齢者関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。								
2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の前期高齢者関係事務費拠出金を納付する。								

4目 介護納付金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
介護納付金	2,380,340	2,389,426	△9,086	1,138,051	226,103	(分担金・負担金) 1,016,186		
トータルコスト	2,381,134千円（前年度2,390,221千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要 介護保険2号被保険者（40歳以上65歳未満）を対象とする介護保険制度に対して、介護納付金を納付する。								
2 主な事業内容 支払基金に対して県全体の介護納付金を納付する。								

5目 病床転換支援金等

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
病床転換支援金関係事務費拠出金	41	43	△2			(分担金・負担金) 41		
トータルコスト	835千円（前年度838千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	支払基金への報告、支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
支払基金の病床転換支援金関係業務に要する費用に充てるため、事務費の拠出を行う。								
2 主な事業内容								
支払基金に対して県全体の病床転換支援金事務費拠出金を納付する。								

6目 共同事業拠出金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
特別高額医療費共同事業拠出金	35,072	37,285	△2,213	19,117		(分担金・負担金) 15,955		
トータルコスト	35,866千円（前年度38,080千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国保中央会への支払							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
高額な医療費の発生件数の増加が、小規模保険者を中心に財政運営の不安定要因となっていることから、特別高額医療費（レセプト1件420万超の医療費）について全国単位で共同事業を実施し、財政の安定化を図るものである。								
2 主な事業内容								
特別高額医療費の共同事業に係る拠出金を国民健康保険中央会に納付する。								
・ 拠出金：拠出金の総額を過去3か年度の対象医療費実績を基に都道府県ごとに按分して算定した額								

7目 基金積立金

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
財政安定化基金積立金	1,192	404	788			(財産収入) 192 (その他) 1,000		
トータルコスト	1,986千円（前年度1,199千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	基金の管理運営							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県国保特別会計において余剰金等が生じた場合及び国庫補助金が交付された場合に、国民健康保険財政安定化基金に積み立て、後年度に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>○積み立てを行う場合の想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対して貸付を行った場合、貸付先市町村から償還を受けたときに本基金に積み立てる。 ・市町村に対して交付を行った場合、市町村から拠出金を徴収し、本基金に積み立てる。 ・県が本基金の取り崩しを行った場合、県は本基金に繰り入れを行う。 ・国から県が行う本基金の造成のための補助金が県に交付された場合、本基金に積み立てる。 （財政安定化基金：財源 国10/10） ・基金の運用益が生じた場合、本基金に積み立てる。 ・前年度繰越金が生じた場合、本基金に積み立てる。 								

2項 総務費

医療・保険課（内線：7165）

1目 総務費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
一般管理費	11,210	9,519	1,691		11,204	(その他) 6		
トータルコスト	31,055千円（前年度29,389千円）〔正職員：2.5人、非常勤職員：1.5人〕							
主な業務内容	市町村職員向け研修会の開催など							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国民健康保険事業に要する人件費、事務費等である。								
2 主な事業内容								
国民健康保険事業の実施に必要な事務費等を執行する。								
国民健康保険団体連 合会負担金	220	220	0		220			
トータルコスト	1,014千円（前年度1,015千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	国保連合会への負担金							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国保連合会の会員として必要となる負担金に要する経費である。								
2 主な事業内容								
保険者均等割分のみ（会員が平等に負担） 220千円								
（参考）国保連負担金の構成：保険者均等割と被保険者数割の合計								
国保運営協議会費	609	573	36		609			
トータルコスト	2,197千円（前年度2,163千円）〔正職員：0.2人〕							
主な業務内容	協議会の開催							
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
国保事業の運営に関する事項を審議するため、県に設置されている国保運営協議会の開催に要する経費である。								
2 主な事業内容								
国保運営に関する以下について審議を行う。								
<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収に関すること。 ・国保運営方針の策定に関すること。 ・その他国保運営に関する重要事項に関すること。 								

2目 保健事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
保健事業費	15,700	16,750	△1,050	15,000	700			
トータルコスト	16,494千円（前年度17,545千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	市町村へ保健分野の専門家の派遣、県版データヘルス計画の作成							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県も市町村とともに国保の一保険者として保健事業の取組を一層推進し、医療費の適正化に繋げる。								
2 主な事業内容								
市町村保健事業の支援などを行うため、以下の取組による支援の環境整備を図る。								
（1）市町村が実施する保健事業の更なる推進に資する基盤整備								
区 分	予算額	内 容						
鳥取県検診受診勧奨センターの運営	9,471	市町村国保の特定健診の実施率向上を図るため平成30年度に設置した特定健診等未受診者に対する個別勧奨業務（コールセンター）を行う「鳥取県健診受診勧奨センター」の運営を行い、受診率の向上を図り、被保険者の健康増進と医療費の適正化に繋げる。 ・実施方法：委託 ・対象：12市町村（国保被保険者対象）						
市町村が行う各種保健事業の支援	634	市町村が実施する保健事業が適切かつ効果的に実施できるよう、専門家を派遣し、技術的な助言、人材育成等を行う。						
市町村担当職員の人材育成	392	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。						
（新）糖尿病性腎症重症化予防推進事業	1,933	平成30年度に策定した「鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく取組を推進するため、保健指導に関する実施支援を行う。 ・保健指導従事者研修会 ・保健指導への専門家派遣事業 ・糖尿病療養指導士資格取得支援						
（新）CKD（慢性腎臓病）対策研修会	286	県全体の保健指導レベルの向上を図るため、市町村、医療保険者等の特定健康診査・特定保健指導に携わる従事者の人材育成研修会を実施する。						
合 計	12,716							
（2）市町村の現状把握・分析								
区 分	予算額	内 容						
市町村の現状把握・分析	2,984	国保連合会が保有する国保データベース（KDB）システムを活用して健診、医療、介護の情報を分析し、市町村に向け情報提供することで、効率的かつ効果的な保健事業の推進につなげる。 また、医療費の調査分析等のための人材育成を行うため、データ分析の研修会を行う。						
合 計	2,984							

3項 予備費
1目 予備費

医療・保険課（内線：7165）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	繰入金	その他	事業収入	
予備費	10,000	10,000	0		10,000			
トータルコスト	10,794千円（前年度10,795千円）〔正職員：0.1人〕							
主な業務内容	予備費の執行管理							
工程表の政策目標（指標）	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>国保特別会計は、把握困難な不確定要素の大きい医療費の支出を基礎としているが、財源不足を理由に支出の削減をすることができないため、医療費が増加した場合に備えるものである。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>概算額として10,000千円を予備費計上する。</p>								

平成31年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

款項目 節	1款 国民健康保険運営事業費						
	1項 国民健康保険運営事業費						
	1目 保険給付 費等交付金	2目 後期高齢者 支援金等	3目 前期高齢者 納付金等	4目 介護納付金	5目 病床転換支 援金等		
1 報酬	2,662						
2 給料							
3 職員手当等							
4 共済費	375						
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費	1,040						
9 旅費	1,292						
費用弁償	275						
普通旅費	645						
特別旅費	372						
10 交際費							
11 需用費	2,154						
12 役務費	3,549						
13 委託料	15,423						
14 使用料及び賃借料	962						
15 工事請負費							
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費							
19 負担金、補助及び交付金	53,147,790	53,147,508	43,776,888	6,930,823	24,344	2,380,340	41
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積立金	1,192	1,192					
26 寄付金							
27 公課費							
28 繰出金							
予備費	10,000						
計	53,186,439	53,148,700	43,776,888	6,930,823	24,344	2,380,340	41
財源内訳							
国庫支出金	15,126,502	15,111,502	10,920,738	3,033,596		1,138,051	
繰入金	3,356,819	3,334,086	2,482,495	625,488		226,103	
その他	34,703,118	34,703,112	30,373,655	3,271,739	24,344	1,016,186	41
事業収入							

平成31年度 鳥取県国民健康保険運営事業
特別会計歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

款項目 節	1款 国民健康保険運営事業費						
	1項 国民健康保険運営事業費		2項 総務費			3項 予備費	
	6目 共同事業拠 出金	7目 基金積立金		1目 総務費	2目 保健事業費		1目 予備費
1 報酬			2,662	2,662			
2 給料							
3 職員手当等							
4 共済費			375	375			
5 災害補償費							
6 恩給及び退職年金							
7 賃金							
8 報償費			1,040		1,040		
9 旅費			1,292	1,020	272		
費用弁償			275	275			
普通旅費			645	645			
特別旅費			372	100	272		
10 交際費							
11 需用費			2,154	2,073	81		
12 役務費			3,549	3,497	52		
13 委託料			15,423	1,168	14,255		
14 使用料及び賃借料			962	962			
15 工事請負費							
16 原材料費							
17 公有財産購入費							
18 備品購入費							
19 負担金、補助及び交付金	35,072		282	282			
20 扶助費							
21 貸付金							
22 補償、補填及び賠償金							
23 償還金、利子及び割引料							
24 投資及び出資金							
25 積立金		1,192					
26 寄付金							
27 公課費							
28 繰出金							
予備費						10,000	10,000
計	35,072	1,192	27,739	12,039	15,700	10,000	10,000
財源	国庫支出金	19,117		15,000		15,000	
内	繰入金		12,733	12,033	700	10,000	10,000
所	その他	15,955	1,192	6	6		
事	業収入						

節 の 明 細

項 目	金額 (千円) 等	
1 款 国民健康保険運営事業費		
1 項 国民健康保険運営事業費		
1 目 保険給付費等交付金		
負担金、補助及び交付金	保険給付費等交付金	42,732,704
	国特別調整交付金 (市町村分)	396,945
	保険者努力支援制度 (市町村分) 交付金	223,473
	県繰入金 (2号分) 交付金	289,000
	特定健康診査等負担金	134,766
2 目 後期高齢者支援金等		
負担金、補助及び交付金	後期高齢者支援金	6,930,342
	後期高齢者関係事務費拠出金	481
3 目 前期高齢者納付金等		
負担金、補助及び交付金	前期高齢者納付金	23,912
	前期高齢者関係事務費拠出金	432
4 目 介護納付金		
負担金、補助及び交付金	介護納付金	2,380,340
5 目 病床転換支援金等		
負担金、補助及び交付金	病床転換助成関係事務費拠出金	41
6 目 共同事業拠出金		
負担金、補助及び交付金	特別高額医療費共同事業拠出金	35,072
7 目 基金積立金		
積立金	財政安定化基金積立金	1,192

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 項 総務費		
1 目 総務費		
報酬	非常勤職員	1人
	国民健康保険運営協議会委員	11人
負担金、補助 及び交付金	保険者協議会負担金	24
	KDB 負担金	38
	国民健康保険団体連合会負担金	220

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決に係る分

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳					
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	特定財源	一般財源				
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円			千円
平成30年度 実績報告書作成シス テム等保守業務委託	660							660			
平成30年度 納付金等算定システ ムOSセキュリティパッ チ適用業務委託	660							660			

条 例 名 等	鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する 条例 (鳥取県附属機関条例の一部改正)					
提 出 理 由 及 び 概 要	1 提出理由 県行政について調査審議を行う附属機関について、行政運営や事務執行上の参考とするため、より柔軟かつ機動的に有識者等から助言等を得る方式へ運営方法を改めることに伴い廃止する。					
	2 概 要					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">廃止する機関の名称</th> <th style="text-align: center;">調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会</td> <td>発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項</td> </tr> </tbody> </table>	廃止する機関の名称	調査審議する事項	鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項	
廃止する機関の名称	調査審議する事項					
鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項					
	3 施行期日 平成31年 4 月 1 日					

鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

第1条～第6条 略

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第7条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項	鳥取県青少年問題協議会	鳥取県青少年問題協議会設置条例(昭和28年鳥取県条例第46号)第2条に規定する事項
		鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2～5 略

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県保健所条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が10パーセント(現行8パーセント)に引き上げられることに伴い、消費税が課される手数料について、増税額に相当する額の引上げを行う等、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 消費税が課される検査について、消費税に相当する額の引上げを行う。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成31年10月1日とする。</p>

条例名等	鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 （鳥取県手数料徴収条例の一部改正）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題作成事務に係る手数料の額を見直す。</p> <p>2 概要 （1）介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。）手数料の額を1件につき1,800円（現行700円）に引き上げる。 （2）施行期日は、平成31年4月1日とする。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 消費税法の一部が改正され、消費税の税率が10パーセント(現行8パーセント)に引き上げられることに伴い、消費税が課される使用料及び手数料について、増税額に相当する額の引き上げを行う。</p> <p>2 概要 (1) 消費税が課される使用料及び手数料について、消費税額に相当する額の引き上げを行う。 (2) 施行期日は、平成31年10月1日とする。</p>

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例 (鳥取県手数料徴収条例の一部改正)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 受益と負担の公平の確保を図るため、薬局の開設の許可等に係る手数料の額を見直す。</p> <p>2 概要 (1) 次のとおり手数料の額を引き上げる。 ア 薬局の開設の許可 1件につき29,700円 (現行29,000円) イ 医薬品の販売業の許可 1件につき29,700円 (現行29,000円) ウ 医薬品の登録販売者試験の実施 1件につき14,300円 (現行14,000円) エ 医薬品の販売従事登録 1件につき7,200円 (現行7,100円) (2) 施行期日は、平成31年10月1日とする。</p>

鳥取県行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県保健所条例の一部改正)

第2条 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、<u>1,000分の880</u>を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) 平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額に、<u>消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる検査にあっては10分の8を、それ以外の検査にあっては1,000分の864</u>を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(2)・(3) 略</p>

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、同法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保</p>	<p>(障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 鳥取県立総合療育センター(以下「総合療育センター」という。)の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 健康保険法(大正11年法律第70号)その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、同法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保</p>

に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(5) 略

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 略

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 略

(4) 予防接種にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

別表第1（第4条関係）

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,730円</u>
死体検案	1件につき <u>10,230円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,480円</u>
死後処置	1件につき <u>4,400円</u>
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,830円</u>

別表第2（第4条関係）

区分	金額
----	----

に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（以下この条において「診療報酬の算定方法」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(5) 略

(6) 予防接種又は虫歯予防フッ素塗布にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

3 鳥取県立鳥取療育園（以下「鳥取療育園」という。）及び鳥取県立中部療育園（以下「中部療育園」という。）の利用については、次に定める額の使用料を徴収する。

(1) 略

(2) 健康保険法その他の法律に基づく給付の対象となる医療に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額。ただし、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係る利用にあっては、診療報酬の算定方法により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(3) 略

(4) 予防接種にあっては、診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の108を乗じて得た額を勘案して規則で定める額

4～6 略

別表第1（第4条関係）

区分	金額
健康診断	1件につき <u>4,640円</u>
死体検案	1件につき <u>10,040円</u>
変死体検案	1件につき <u>18,140円</u>
死後処置	1件につき <u>4,320円</u>
生命保険等に係る個別面談	1件につき <u>5,720円</u>

別表第2（第4条関係）

区分	金額
----	----

普通診断書	1通につき	2,090円	普通診断書	1通につき	2,050円
健康診断書	1通につき	2,090円	健康診断書	1通につき	2,050円
死亡診断書	1通につき	2,310円	死亡診断書	1通につき	2,260円
年金障がい診断書	1通につき	5,500円	年金障がい診断書	1通につき	5,400円
身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき	5,500円	身体障害者手帳診断書・意見書	1通につき	5,400円
精神障害者手帳診断書	1通につき	5,500円	精神障害者手帳診断書	1通につき	5,400円
自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき	5,500円	自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書	1通につき	5,400円
生命保険金受領診断書	1通につき	5,830円	生命保険金受領診断書	1通につき	5,720円
死体検案書	1通につき	4,290円	死体検案書	1通につき	4,210円
変死体検案書	1通につき	4,290円	変死体検案書	1通につき	4,210円
通院入院証明書	1通につき	2,090円	通院入院証明書	1通につき	2,050円
診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき	440円	診療明細書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条の2第1項に規定する領収証の交付に併せて同条第2項の当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書として交付するものを除く。）	1通につき	430円
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき	2,090円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものに限る。）	1通につき	2,050円
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき	1,100円	通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき	1,080円
略			略		

（鳥取県手数料徴収条例の一部改正）

第21条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条</p>

<p>の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>1,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(49) 略</p> <p>(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき <u>29,700円</u></p> <p>(51) 略</p> <p>(52) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき <u>29,700円</u></p> <p>(53)・(54) 略</p> <p>(55) 医薬品医療機器等法第36条の8第1項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき <u>14,300円</u></p> <p>(55の2) 略</p> <p>(55の3) 医薬品医療機器等法第36条の8第2項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき <u>7,200円</u></p> <p>(55の4)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。） 1件につき <u>700円</u></p> <p>イ 略</p> <p>(11の2)～(49) 略</p> <p>(50) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可 1件につき <u>29,000円</u></p> <p>(51) 略</p> <p>(52) 医薬品医療機器等法第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可 1件につき <u>29,000円</u></p> <p>(53)・(54) 略</p> <p>(55) 医薬品医療機器等法第36条の8第1項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく登録販売者試験又は動物用医薬品登録販売者試験の実施 1件につき <u>14,000円</u></p> <p>(55の2) 略</p> <p>(55の3) 医薬品医療機器等法第36条の8第2項（医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく販売従事登録 1件につき <u>7,100円</u></p> <p>(55の4)～(328) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第21条（鳥取県手数料徴収条例第2条第1項第11号の改正規定に限る。）の規定 平成31年4月1日

(3)～(4) 略

2 略

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、同法の規定に基づく県の権限に属する事務が中核市の権限に属する事務とされたこと等に伴い、所要の改正を行う。 (2) 医療法等に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を市町村に移譲する。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取市が処理することとしている指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理等について、法令上中核市である鳥取市の事務となる項目を削る。 (2) 次の事務を鳥取市に移譲する。 ア 医療法に基づく報告書の受理及び知事への送付 イ 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法及び薬剤師法に基づく氏名等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、平成31年4月1日とする。 (2) 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市	5の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市
(1) 略		(1) 略	
		(2) <u>第51条の2第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所又は施設が鳥取市の区域のみに所在する指定事業者等に係るものに限る。（3）から（10）までにおいて同じ。）</u>	
		(3) <u>第51条の2第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</u>	
		(4) <u>第51条の2第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</u>	
		(5) <u>第51条の3第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</u>	
		(6) <u>第51条の3第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</u>	
		(7) <u>第51条の4第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</u>	
		(8) <u>第51条の4第2項の規定による公表</u>	
		(9) <u>第51条の4第3項の規定による勧告に係る措置の命令</u>	
		(10) <u>第51条の4第4項の規定による公示</u>	
		(11) <u>第51条の31第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定相談事業者に係るものに限る。（12）から</u>	

<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>		<p>(21) までにおいて同じ。)</p> <p>(12) 第51条の31第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</p> <p>(13) 第51条の31第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</p> <p>(14) 第51条の32第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</p> <p>(15) 第51条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</p> <p>(16) 第51条の32第4項の規定による権限の行使の結果の通知</p> <p>(17) 第51条の33第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</p> <p>(18) 第51条の33第2項の規定による公表</p> <p>(19) 第51条の33第3項の規定による勧告に係る措置の命令</p> <p>(20) 第51条の33第4項の規定による公示</p> <p>(21) 第51条の33第5項の規定による違反の内容の通知</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p>	
略		略	
<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(14) 略</p>	鳥取市	<p>8の8 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 第21条の5の26第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理（指定に係る事業所が鳥取市の区域のみに所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。(16)から(23)までにおいて同じ。)</p> <p>(16) 第21条の5の26第3項の規定に</p>	鳥取市

<p>(15) <u>第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求(指定に係る事業所が鳥取市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係るものに限る。)</u></p>		<p>よる業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理</p> <p>(17) <u>第21条の5の26第4項の規定による区分の変更時の届出の受理</u></p> <p>(18) <u>第21条の5の27第1項の規定による業務管理体制の整備に関する報告等の命令及び立入検査等</u></p> <p>(19) <u>第21条の5の27第3項の規定による業務管理体制の整備に関する権限の行使の要求</u></p> <p>(20) <u>第21条の5の28第1項の規定による業務管理体制の整備の勧告</u></p> <p>(21) <u>第21条の5の28第2項の規定による公表</u></p> <p>(22) <u>第21条の5の28第3項の規定による勧告に係る措置の命令</u></p> <p>(23) <u>第21条の5の28第4項の規定による公示</u></p>	
略		略	
<p>8の12 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>第12条の2第1項の規定による地域医療支援病院の業務に関する報告書の受理及び知事への送付</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p>	鳥取市	<p>8の12 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p>	鳥取市

(31) 略	
(32) 略	
(33) 略	
(34) 略	
(35) 略	
(36) 略	
(37) 略	
(38) 略	
8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市
8の14 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の15 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市
8の16 歯科医師法（昭和23年法律第202号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の17 略	
8の18 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市
8の19 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第33条の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の20 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 略	鳥取市
8の21 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の22 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第6条第3項の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の23 略	
8の24 略	
8の25 略	
8の26 略	
8の27 略	
8の28 略	

(30) 略	
(31) 略	
(32) 略	
(33) 略	
(34) 略	
(35) 略	
(36) 略	
(37) 略	
8の13 医療法施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) 略	鳥取市
8の14 医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(7) 略	鳥取市
8の15 略	
8の16 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略	鳥取市
8の17 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(14) 略	鳥取市
8の18 略	
8の19 略	
8の20 略	
8の21 略	
8の22 略	
8の23 略	

8の29 略	
8の30 略	
8の31 略	
8の32 略	
8の33 略	
8の34 略	
8の35 略	
8の36 略	
8の37 略	
8の38 略	
8の39 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5）略	鳥取市
8の40 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第9条の規定による氏名等の届出の受理及び知事への送付	鳥取市
8の41 略	
8の42 略	
略	
8の24 略	
8の25 略	
8の26 略	
8の27 略	
8の28 略	
8の29 略	
8の30 略	
8の31 略	
8の32 略	
8の33 略	
8の34 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）附則第12条第1項によりなお効力を有するものとされる改正前の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に基づく既存配置販売業者に係る事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5）略	鳥取市
8の35 略	
8の36 略	
略	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表19の14の項及び24の3の項（1）から（6）までに掲げる許可等の処分その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する市町村の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1. 提出理由 県立社会福祉施設の見直しにより、鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園及び皆生尚寿苑を平成31年3月31日限りで廃止し民営化することとなったことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2. 概 要 (1) 条例中、県立鹿野かちみ園、鹿野第二かちみ園及び皆生尚寿苑に係る規定を削る。 (2) その他所要の規定の整備を行う。 (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。</p>

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前																											
<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>鳥取県立喜多原学園</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table>			種別	名称	位置	略			児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	<p>(設置)</p> <p>第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>鳥取県立喜多原学園</td> <td>米子市</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td rowspan="2">鳥取市</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>鳥取県立皆生尚寿苑</td> <td>米子市</td> </tr> </tbody> </table>			種別	名称	位置	略			児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市	障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市	鳥取県立鹿野第二かちみ園	養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市
種別	名称	位置																												
略																														
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																												
種別	名称	位置																												
略																														
児童自立支援施設	鳥取県立喜多原学園	米子市																												
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市																												
	鳥取県立鹿野第二かちみ園																													
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	米子市																												
			<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次の表の左欄に掲げる種別の同表の中欄に掲げる鳥取県立社会福祉施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障害者支援施設</td> <td>鳥取県立鹿野かちみ園</td> <td>(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務</td> </tr> <tr> <td>鳥取県立鹿野第二かちみ園</td> <td>(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td>鳥取県立皆生尚寿苑</td> <td>(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるものの</td> </tr> </tbody> </table>			種別	名称	業務	障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務	鳥取県立鹿野第二かちみ園	(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）	養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるものの														
種別	名称	業務																												
障害者支援施設	鳥取県立鹿野かちみ園	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務																												
	鳥取県立鹿野第二かちみ園	(3) 前2号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）																												
養護老人ホーム	鳥取県立皆生尚寿苑	(1) 施設設備の維持管理に関する業務 (2) 入所者の養護に関する業務 (3) 前2号に掲げるものの																												

ほか、鳥取県立社会福祉施設の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）

（指定管理者の管理の期間）

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（障害者支援施設及び養護老人ホームにおける指定管理者の選定の特例）

第5条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定管理者条例」という。）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑の指定管理者の候補者を選定するものとする。

（利用の許可）

第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

（利用の許可）

第6条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事（鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑にあつては、指定管理者。第11条から第13条までにおいて同じ。）の許可を受けなければならない。

（障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収）

第4条 略

（障害児入所施設及び児童発達支援センターにおける使用料等の徴収）

第7条 略

（使用料及び手数料の減免）

第5条 略

（使用料及び手数料の減免）

第8条 略

（障害者支援施設における利用料金）

第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、1月につき、障害者総合支援法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法

(昭和35年法律第37号) 第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の4の措置による利用については、この限りでない。

2 障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスに係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、1月につき、同法第29条第3項第1号に掲げる額とする。ただし、児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条第2項又は知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置による利用については、この限りでない。

3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用（指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定めるものに限る。）に係る利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

5 第1項から第3項までの利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介護等の利用に係る利用料金)

第10条 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第41条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 前2項の利用料金は、指定管理者条例第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

(行為の制限等)

第6条 略

(措置命令)

第7条 略

(行為の制限等)

第11条 略

(措置命令)

第12条 略

<p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第8条</u> 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 正当な理由がなく使用料を滞納したとき。</p> <p>(7)・(8) 略</p>	<p>(利用許可の取消し)</p> <p><u>第13条</u> 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 正当な理由がなく使用料又は<u>利用料金</u>を滞納したとき。</p> <p>(7)・(8) 略</p>
<p>(規則への委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>別表第1 (<u>第4条</u>関係) 略</p> <p>別表第2 (<u>第4条</u>関係) 略</p>	<p>(規則への委任)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>別表第1 (<u>第7条</u>関係) 略</p> <p>別表第2 (<u>第7条</u>関係) 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 民生委員がその職務を適切に遂行できるようにするため、民生委員の増員を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 倉吉市の民生委員の定数を167名（現行166名）に増員する。 (2) 施行期日は、平成31年12月1日とする。</p>

鳥取県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県民生委員定数条例（平成25年鳥取県条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;"><u>167人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		倉吉市	<u>167人</u>	略		<p>民生委員の定数は、次の表の左欄に掲げる市町村の区域ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市</td> <td style="text-align: center;"><u>166人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		倉吉市	<u>166人</u>	略	
略													
倉吉市	<u>167人</u>												
略													
略													
倉吉市	<u>166人</u>												
略													

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

<p>条例名等</p>	<p>鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、児童福祉法、介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、高齢者と障がい児又は障がい者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、障害児通所支援事業を行う者、居宅サービス若しくは介護予防サービスを行う者又は障害福祉サービス事業を行う者の指定の特例として共生型指定基準等が設けられたこと等に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正 ア 指定に係る障害福祉サービスの種類に応じた指定障害児通所支援事業者又は指定居宅サービス事業者等により提供されること、事業所ごとに管理者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の共生型指定基準を定める。 イ その他所要の規定の整備を行う。 (2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正 指定に係る居宅サービス又は介護予防サービスの種類に応じた指定障害児通所支援事業者又は指定障害福祉サービス事業者により提供されること、事業所ごとに管理者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の共生型指定基準等を定める。 (3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正 指定に係る障害児通所支援の種類に応じた指定居宅サービス事業者等又は指定障害福祉サービス事業者により提供されること、事業所ごとに管理者を置くこと、正当な理由がなくサービスの提供を拒まないこと等の共生型指定基準を定める。 (4) 施行期日は、平成31年4月1日とする。</p> <p>3 その他規則で定める内容 (1) 共生型サービスの利用者が、本体サービスの利用者であるとした場合に本体サービスの指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。 (2) 食堂、宿泊室等の面積は、サービスの提供を受ける者(共生型サービスの利用者及び本体サービスの利用者の計)一人につき一定規模以上であること。 (3) 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、共生型サービスの種類に応じた関係機関から必要な技術的支援を受けること。</p> <p style="text-align: right;">等</p>

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、<u>第41条の2第1項第1号及び第2号</u>、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第43条第1項及び第2項並びに第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)</u>で使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>
<p>(基準)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 居宅介護及び重度訪問介護に係る法第41条の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。)</u>は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定(訪問介護に係るものに限る。)</u>を受けている者により提供されること。</p> <p><u>(2) 別表第1(従業者の配置の項第1号(3)及び設備の項の規定を除く。)</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準、居宅介護及び重度訪問介護に係る共生型指定基準並びに居宅介護等に係る法第30条第1項第2号イの条例で定める基準(以下「該当基準」という。)は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>(基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、居宅介護等に係る指定基準及び法第30条第1項第2号イの条例で定める基準(以下「該当基準」という。)は、居宅介護等の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>

(基準)

第10条 生活介護(法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者が行う指定障害福祉サービス(以下「共生型障害福祉サービス」という。)を除く。)に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。

2: 略

3 生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の指定(児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。)を受けている者、介護保険法第41条第1項本文若しくは第42条の2第1項本文の指定(通所介護又は地域密着型通所介護に係るものに限る。)を受けている者(以下「指定通所介護事業者等」という。)又は同項本文若しくは同法第54条の2第1項本文の指定(小規模多機能型居宅介護、複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。)又は介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。)を受けている者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)により提供されること。

(2) 別表第3の中欄(従業者の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号から第3号までを除く。)及び右欄に掲げる基準を満たすこと。

4 前3項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第12条 略

2 短期入所に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定(短期入所生活介護に係るものに限る。)を受けている者、同法第53条第1項本文の指定(介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。)を受けている者又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。

(2) 別表第4(従業者の配置の項第1号(2)及び第2号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。)に掲げる基準を満たすこと。

(基準)

第10条 生活介護に係る最低基準は、別表第3の中欄のとおりとする。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、生活介護に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第12条 略

3 前2項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第16条 自立訓練（共生型障害福祉サービスを除く。）に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。

2 略

3 自立訓練に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定小規模多機能型居宅介護事業者等により提供されること。

(2) 別表第6の中欄（従業員の配置の項第1号(2)から(6)まで及び第3号並びに設備の項第1号及び第2号を除く。）及び右欄に掲げる基準を満たすこと。

4 前3項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準、共生型指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
設備	1・2 略 3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。
略	

2 前項に定めるもののほか、短期入所に係る指定基準及び該当基準は、短期入所の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(基準)

第16条 自立訓練に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。

2 略

3 前2項に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準、指定基準及び該当基準は、自立訓練の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第27条 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る最低基準及び指定基準は、第5条から前条までの規定にかかわらず、これらの規定に準じて規則で定める。

別表第4（第12条関係）

区分	指定基準
略	
設備	1・2 略
略	

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、<u>第72条の2第1項第1号及び第2号</u>、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、<u>第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 <u>法第74条第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「指定基準」という。）</u>は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</p> <p>2 <u>訪問介護に係る法第72条の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型指定基準」という。）</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第29条第1項の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）</u>を受けている者により提供されること。</p> <p>(2) <u>別表の1の表（設備の項の規定を除く。）</u>に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>3 <u>通所介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所における児童発達支援又は放課後等デイサービスを除く。）に係るものに限る。）</u>を受けている者又は障害者総合</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第54条第1項第2号、第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）、<u>第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号（法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）</u>並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 <u>指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準</u>は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</p>

支援法第29条第1項の指定（生活介護又は自立訓練に係るものに限る。）を受けている者により提供されること。

(2) 別表の6の表（従業者の配置の項第1号(2)から(5)まで及び第2号並びに設備の項第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準を満たすこと。
この場合において、同表設備の項第4号中「前号ただし書の規定により」とあるのは「通所介護の」と読み替えるものとする。

4 短期入所生活介護に係る共生型指定基準は、次のとおりとする。

(1) 障害者総合支援法第29条第1項の指定（短期入所に係るものに限る。）を受けている者（指定障害者支援施設が指定短期入所（短期入所に係る指定障害福祉サービスをいう。以下この号において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合の当該事業を行う事業所において指定短期入所を行うものに限る。以下「指定短期入所事業者」という。）により提供されること。

(2) 別表の8の表（従業者の配置の項第1号(2)から(7)まで、第3号及び第4号並びに設備の項第1号から第4号までを除く。）に掲げる基準を満たすこと。

5 前各項に定めるもののほか、指定基準、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護に係る共生型指定基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第7条 法第115条の4第1項及び第2項の条例で定める基準（以下「介護予防指定基準」という。）は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

2 介護予防短期入所生活介護に係る法第115条の2の2第1項第1号及び第2号の条例で定める基準（以下「共生型介護予防指定基準」という。）は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所事業者により提供されること。
(2) 別表の8の表（従業者の配置の項第1号(2)

2 前項に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第42条第1項第2号の条例で定める基準は、居宅サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第7条 指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。

<p>から(7)まで、第3号及び第4号並びに設備の項第1号から第4号までを除く。)に掲げる基準を満たすこと。</p>	
<p>3 前2項に定めるもののほか、<u>介護予防指定基準、介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防指定基準及び法第54条第1項第2号の条例</u>で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、<u>指定介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに法第54条第1項第2号の条例</u>で定める基準は、介護予防サービスの目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p>

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、<u>第21条の5の17第1項第1号及び第2号、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第24条の9第3項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項の規定に基づき、指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)</u>第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障</p>

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援に係る法第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める基準(以下「指定基準」という。)は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

2 指定通所支援に係る法第21条の5の17第1項第1号及び第2号の条例で定める基準(以下「共生型指定基準」という。)は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第41条第1項本文の指定(通所介護に係るものに限る。)、同法第42条の2第1項本文の指定(地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービス(訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスに限る。))に係るものに限る。)、同法第54条の2第1項本文の指定(介護予防小規模多機能型居宅介護に係るものに限る。))又は障害者総合支援法第29条第1項の指定(生活介護に係るものに限る。))を受けている者により提供されること。

(2) 次に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすこと。ただし、児童発達支援管理責任者を置かない場合にあつては、児童発達支援管理責任者が行うべき業務は、これに代わる適当な者が行うことができる。

ア 児童発達支援 別表第1の1の表(従業者の配置の項第1号(1)イからエまで及び(2)から(4)まで並びに第2号から第4号まで、設備の項第1号(1)及び(2)、第2号並びに第3号並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準

イ 放課後等デイサービス 別表第1の3の表(従業者の配置の項第1号(2)から(4)まで及び第2号から第6号まで、設備の項第1号から

害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)

第6条 指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、障害児通所支援の種類に応じ、別表第1のとおりとする。ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援並びに障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所に係る当該基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

<p>第3号まで並びに利用定員の項を除く。)に掲げる基準</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、指定通所支援に係る指定基準及び共生型指定基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所(次に掲げる事業を行う事業所を含む。)に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>(2) 通所介護、地域密着型通所介護又は小規模多機能型居宅介護(複合型サービスに該当するものを含む。)</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所(次に掲げる事業を行う事業所を含む。)に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) <u>障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護</u></p> <p>(2) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護(同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。)</u></p>
---	--

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

条 例 名 等	財産を減額して貸し付けること（（元）境水産高等学校情報事務科棟の建物及び周辺用地）について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 障がい者の就労支援を図るため、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人養和会に対して、引き続き当該建物及び周辺用地を減額して貸し付けようとするものである。</p> <p>2 概 要 (1) 財産の内容</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td>境港市中野町字膝根1929番1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">種類及び数量</td> <td>①土 地： 1,497.50㎡ ②建 物： 780.00㎡</td> </tr> </table> <p>(2) 相手方 米子市上後藤八丁目9番23号 社会福祉法人養和会</p> <p>(3) 利用目的 障害福祉サービス事業所（就労継続支援（A型・B型）及び自立訓練（生活訓練）事業所）</p> <p>(4) 貸付期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで</p> <p>(5) 貸付金額 知事が別に定める普通財産の貸付料の算定基準により算定された当該貸付に係る土地及び建物の貸付料年額の2分の1に相当する金額</p>	所 在 地	境港市中野町字膝根1929番1	種類及び数量	①土 地： 1,497.50㎡ ②建 物： 780.00㎡
所 在 地	境港市中野町字膝根1929番1				
種類及び数量	①土 地： 1,497.50㎡ ②建 物： 780.00㎡				

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (6) 損害賠償に係る和解について (平成31年1月21日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成31年1月21日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 西伯郡伯耆町 個人（使用者） 乙 西伯郡伯耆町 個人（所有者） (2) 和解の要旨 県側の過失割合を1割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとする。こと。 (3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成30年7月17日 イ 事故発生場所 西伯郡伯耆町吉長地内 ウ 事故の状況 鳥取県立総合療育センター所属の職員が、公務のため普通特種自動車（車いす移動車）を運転中、交差点を直進する際、右方道路から左右確認を怠り右折進入してきた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙所有の軽貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 0円 ・県側車両損害額 193,282円 うち、相手方からの賠償額 173,954円、県負担額 19,328円</p>

報告第3号

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	福祉保健部さ さえあい福祉 局福祉保健課	物品	ノートパソコン プリンター (再リース)	2台 1台	鳥取市扇町9番地2 とりぎんリース株式会社	18,273	平成31年1月1日 ～平成31年12月31日	鳥取県福祉保健 部さえあい福祉 局福祉保健課